

東庄町国民健康保険運営協議会会議録

東庄町長は、東庄町国民健康保険運営協議会を令和8年2月16日に招集した。

1. 日 時 令和8年2月16日（月） 開会 午後7時00分
閉会 午後8時05分
2. 場 所 東庄町役場 会議室2
3. 議題 (1) 会長の選出について
(2) 副会長の選出について
(3) 令和8年度東庄町国民健康保険特別会計予算（案）について
(4) 令和8年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算（案）について
(5) 東庄町国民健康保険税条例の一部改正（案）について
4. 出席者 被保険者代表 4名
保険医代表 3名
公益代表 4名
事務局 東庄町長
東庄病院長
町民課：町民課長ほか3名
東庄病院：病院事務長ほか1名
5. 欠席者 1名
6. 開 会 町民課長が、委員数12名中出席者11名であるので、東庄町国民健康保険条例施行規則第8条（以後「国保条例施行規則」という。）の規定により、本会議は成立することを報告する。

町民課長が令和8年度第2回東庄町国民健康保険運営協議会の開会を告げる。
7. 委員紹介 町民課長が、委員委嘱後の初めての会議であるので、出席者の紹介をする。

8. 議題について

町民課長	議題に入るにあたり、本来であれば会長が議長を務めるところであるが、会長が選出されるまでの間、東庄町長に議長をお願いする。
東庄町長	議題1「会長の選出について」を議題とする。前例及び、これまで経緯を含め、事務局に説明を求める。
町民課長	国保条例施行規則第4条第2項の規定により、「会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから、委員の互選によりこれを定める」とされており、これまでの前例は、「町議会推薦の委員」が会長となってきた経緯を説明する。
東庄町長	前例では、議会推薦の委員が務めてきた経緯があり、町議会代表である●●委員を会長とすることについて、意見を求める。 (異議なしの声あり) 異議がないため、●●委員を会長とすることを承認する。 ●●委員が会長と決定したため、議長の任を降りる。 その後にあいさつを行う。
町民課長	東庄町長は、所用のため退席となる旨報告する。
東庄町長	審議をお願いし、退席する。
町民課長	国保条例施行規則第6条の規定により、協議会の議長は会長とすることから、●●会長に座席の移動、就任のあいさつ及び議長をお願いする。
会長	座席移動後、就任のあいさつをし、議題に入る。 議題2「副会長の選出について」を議題とする。事務局に説明を求める。
町民課長	国保条例施行規則第4条第2項の規定により、「公益を代表する委員のうちから、委員の互選によりこれを定める」とされており、これまでの前例は、会長代行として「町商工会推薦の委員」が務めていた経緯を説明する。

会長	<p>前例では、町商工会推薦の委員が務めてきた経緯があり、町商工会代表である●●委員を副会長とすることについて、意見を求める。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がないため、●●委員を副会長とすることについて採決を行う。承認する委員の挙手を求める。 挙手多数と認め、●●委員を副会長と決定し、座席の移動をお願いする。</p>
副会長	<p>座席を移動する。</p>
会長	<p>議題3「令和8年度東庄町国民健康保険特別会計予算(案)について」を議題とする。事務局に説明を求める。</p>
町民 課長補佐	<p>資料1及び資料2に基づき、令和8年度予算の説明をする。 続いて、資料2に基づき、年度別医療費、1人当たり国保税と医療費の状況について説明する。</p>
会長	<p>質疑に入る。 質疑がないので、議題3「令和8年度東庄町国民健康保険特別会計予算(案)について」を、原案のとおりとすることについて意見を求める。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、原案のとおり承認した。</p> <p>次に、議題4「令和8年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算(案)について」を議題とする。事務局に説明を求める。</p>
病院事務長	<p>資料3及び資料4に基づき、予算の説明をする。</p>
会長	<p>質疑に入る。</p> <p>質疑がないので、議題4「令和8年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算(案)について」を、原案のとおりとすることについて意見を求める。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

	異議なしと認め、原案のとおり承認した。
	次に、議題5「東庄町国民健康保険税条例の一部改正(案)について」を議題とする。事務局に説明を求める。
町民課長補佐	資料5に基づき、条例改正内容の説明をする。
会長	質疑に入る。 質疑がないので、議題5「東庄町国民健康保険税条例の一部改正(案)について」を、原案のとおりとすることについて意見を求める。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、原案のとおり承認した。 以上で本協議会に付託された議題をすべて終了したため、議長の任を降りる。

9. その他

町民課長	次第4「その他」について、町民課から説明を行う。
町民課主任保健師	資料「第2期データヘルス計画」、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施報告及び令和8年事業計画(案)」について、報告を行う。
町民課長	質疑等あるか委員に諮る。 質疑がないので次に移る。

10. 閉 会 副会長が令和7年度第2回東庄町国民健康保険事業の運営に関する協議会の終了を告げる。

東庄町国民健康保険運営協議会

会 長 【 会 長 署 名 】

書 記 【 書 記 署 名 】